

<p>商 品 先 物 取 引 仲 介 業 者</p> <p>(氏名又は商号若しくは名称)</p> <p>(登録番号)</p> <p>(業務の種別)</p> <p>所属商品先物取引業者（所属商品先物取引業者の商号又は名称）</p>
--

（記載上の注意）

1. 標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦5センチメートル以上、横7センチメートル以上の大きさとすること。
2. 業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。